

佐賀労働局発表
令和6年10月1日

【照会先】
佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 川浪 盛雄
地方労働基準監察監督官 田邊 精哉
(電話)
ダイヤルイン (0952)32-7169

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導等の状況を公表します

～ 労働基準関係法令違反が認められたのは69.8%～

佐賀労働局(局長 城 寿克)では、外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対する監督指導等により、技能実習生の労働条件・安全衛生の確保に從來から取り組んでおり、昨年の監督指導結果を取りまとめました。(詳細は別紙参照)

佐賀労働局における技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の概要

1 監督指導状況(令和5年)

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した139事業場のうち97事業場(69.8%)となった。

監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して実施しています。

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(18.7%)、割増賃金の支払(16.5%)、賃金の支払(9.4%)の順に多かった。

2 労働災害発生状況

休業4日以上労働災害は、11件(うち死亡災害は0件)発生している。

労働局や労働基準監督署では、監理団体や実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、出入国在留管理局や県内の外国人支援機関等の関係機関と連携を図りながら、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

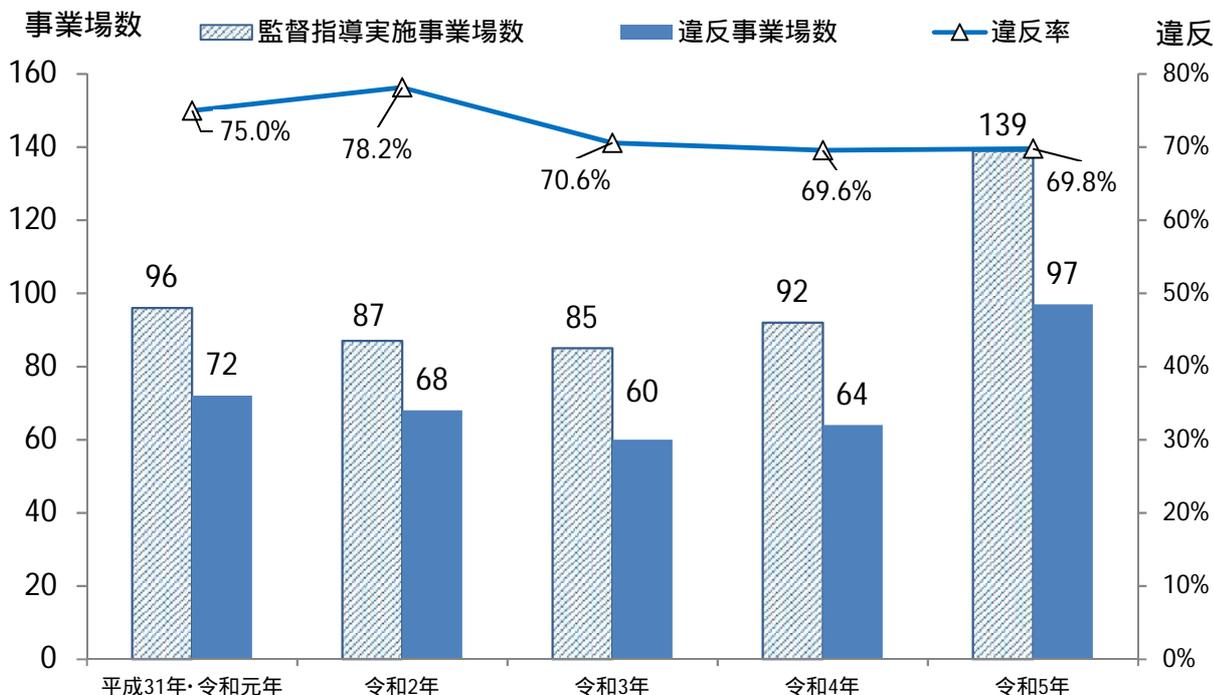
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

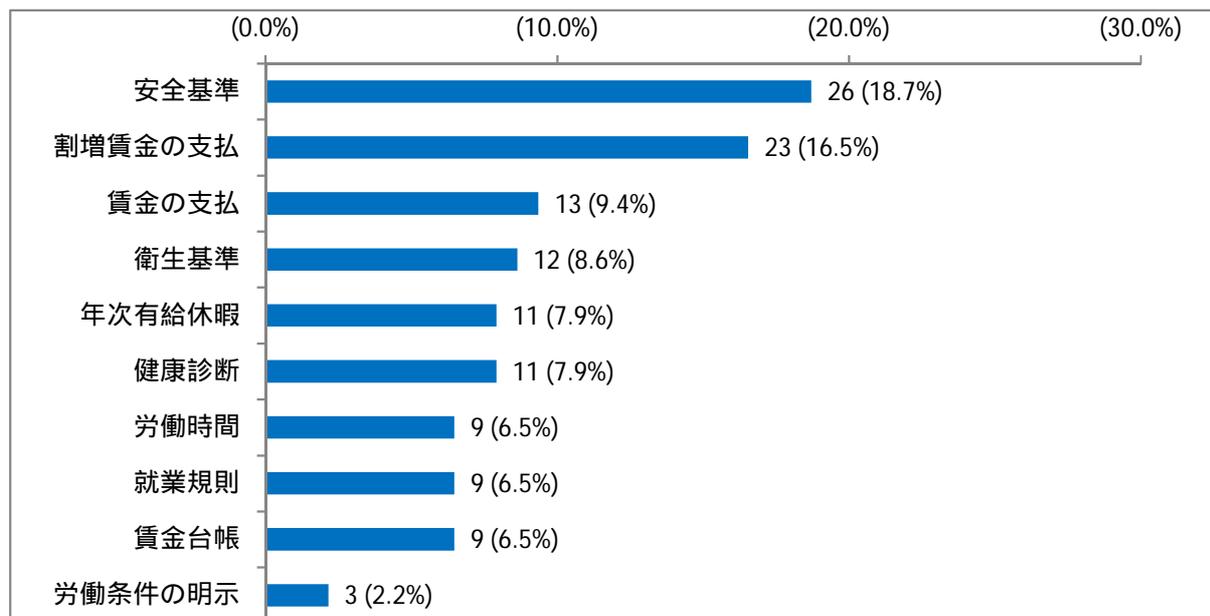
技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

1 監督指導の状況

令和5年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において実習実施者に対して139件の監督指導を実施し、その(69.8%)に当たる97事業場で労働基準関係法令違反が認められた。



主な違反事項は 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(18.7%)、 割増賃金の支払(16.5%)、 賃金の支払(9.4%)の明示順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

監督指導事例には、以下のようなものがあった。

事例1

無資格でフォークリフト作業を行わせたことについて指導

<概要>

フォークリフト(最大荷重1トン以上)による運搬業務を行う技能実習生について、技能講習を受講していなかったもの。

<指導内容>

フォークリフト(最大荷重1トン以上)による運搬業務を技能実習生に行わせるに当たり、技能講習を受講させるよう是正勧告。

事例2

ベルトコンベヤの回転軸に覆い等を設けていなかったことについて指導

<概要>

ベルトコンベヤの下に落ちた商品を技能実習生が取り出そうとしたところ、回転軸に右腕を挟まれ骨折(全治約1か月)したもの。

<指導内容>

ベルトコンベヤの回転軸に覆い等を設けるよう是正勧告。

事例3

賃金不払いについて指導

<概要>

技能実習生が退職するに当たり、退職月の賃金を全額支払わなかったもの。

<指導内容>

技能実習生の1か月分賃金について全額支払うよう是正勧告。

2 労働災害発生状況

令和5年の外国人技能実習生に係る休業4日以上労働災害は11件発生している。

